

療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の面積基準に係る経過措置について

1 現在の面積基準(一人当たり)と経過措置について

- ① 療養病床の面積基準:6.4m²
- ② 介護老人保健施設の面積基準:8m²
- ③ 療養病床から転換した介護老人保健施設は、平成24年3月末までは6.4m²で可(経過措置)。

2 病院建築の実状

- ① 税法上の病院建物(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)の耐用年数は39年。
- ② 鉄筋コンクリート造の病棟建築の新築から建て替えに至る平均期間は31.0年。

※ 四病協(日本病院協会、日本精神科病院協会、日本医療法人協会、全日本病院協会)及び日本医師会が2004年に7,710病院を対象に行った調査(有効回答2,657)によれば、RC造の病棟建築は、新築から建て替えに至る平均期間は31.0年。

- ③ 改修を行った病棟は、改修を行わない病棟よりも10年程度寿命が長く、概ね建築後20年で改修を行っている。

※(出典)「病院建築のライフスパンに関する調査研究報告書」(1995年3月社団法人日本医療福祉建築協会)

3 課題

療養病床を有する医療機関は、平成12年前後に建築された施設が多く、このような比較的新しい施設は、平成24年3月末には、改修の時期を迎えていないと考えられる。

4 対応方針

(1) 従来から講じてきた措置

○ 療養室の面積を算定する際、談話室の面積を含めて算定する

※ 平成12年の医療法改正前の療養型病床群を平成18年3月31日までに介護老人保健施設に転換する場合、談話室の面積を療養室の面積に含めることができる経過措置が設けられていた。

→ この措置の結果、約8割(病床数ベース)は基準を満たす。

※ 平成17年度介護事業経営実態調査の調査対象である病院(294病院)のデータ

(2) 新たに講じる措置

○ 経過措置(6.4㎡)の延長

- ・ 療養病床の再編成を定めた健保法等の一部改正法の公布日(平成18年6月21日)の前日以前に着工された施設については、大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法上の建築確認を必要とするものをいう。)を行うまでの間、平成24年4月以降も経過措置(6.4㎡)を認める。

※ 大規模の修繕:建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕をいう。

※ 大規模の模様替:建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいう。

※ 大規模の修繕又は大規模の模様替後は、8㎡を満たすことが必要。

- ・ この場合、平成24年4月以降は、8㎡に対応している施設との均衡に配慮した評価を行うこととする。
- ・ 今後、療養病床から転換した介護老人保健施設における療養室の面積基準(8㎡)の充足状況を把握し、8㎡への移行の促進に努めることとする。

介護療養病床を有する医療機関(病院)の建築年次推移(施設数)
 (出典 平成17年介護事業経営実態調査(有効回答数=294施設を集計対象としている))

